



## 答え合わせ・解説

問1	答え 3 合区	憲法第14条の法の下での平等に基づき、最高裁判所から一票の格差に対して違憲判決や違憲状態判決が出されたことを受けて導入された。2016年の参議院議員選挙から「鳥取・島根」および「徳島・高知」の2つの合区が設けられた。これにより格差は縮小したものの、地方の意見が国政に反映されにくくなるという懸念も生じている。
問2	答え 2 名古屋議定書	生物多様性条約に基づき、2010年に愛知県名古屋市で開催されたCOP10で採択された。発展途上国などに存在する生物の遺伝資源を利用して先進国の企業などが利益を得る際、その利益を資源の提供国に対して公正かつ衡平に配分するための具体的な手続きや義務を定めている。
問3	答え 3 那覇孔子廟訴訟	最高裁判所は2021年、沖縄県那覇市が孔子を祀る施設（孔子廟）の敷地として市有地を無償提供した行為について、一般人の目から見て、市が特定の宗教に対して特別の便益を提供し、援助していると評価されてもやむを得ないとして、憲法第20条第3項の政教分離原則に違反し違憲であると判断した。これは、津地鎮祭訴訟などの合憲判決とは異なり、愛媛玉串料訴訟、砂川政教分離訴訟に続いて、最高裁が政教分離に関して違憲と判断した3件目の判例である。
問4	答え 2 インド	2000年代以降、南アジアのこの国はIT産業の発展や旺盛な国内需要を背景に高い経済成長を遂げ、一人当たりGDPを大きく伸ばしています。しかし、経済成長に伴うエネルギー需要の増加により原油などの輸入額が輸出額を上回っており、貿易収支は赤字基調が続いています。
問5	答え 1 空知太神社訴訟	北海道砂川市が市有地を無償で神社の敷地として提供していたことの是非が争われた。最高裁判所は、特定の宗教団体への市有地の無償提供は、国や地方自治体が宗教に対して中立であるべきとする政教分離原則に反し、違憲であるとの判断を示した。これは最高裁判所が政教分離に関して違憲判決を下した数少ない事例の一つである。
問6	答え 3 消費税	少子高齢化に伴う社会保障給付費の増大に対応するため、2012年に「社会保障・税一体改革」が推進された。この改革により、消費税率を段階的に10%へ引き上げることが決定され、その増収分は地方交付税分を除き、すべて社会保障財源（年金・医療・介護・子ども・子育て支援）に充てられることとなった。
問7	答え 1 豊作貧乏	需要の価格弾力性が1より小さい（非弾力的である）財において、供給が増加すると、価格の下落率が供給（需要）の増加率を上回るため、生産者の売上総額（価格×数量）は減少する。農産物は生活必需品であり、価格が下がっても消費量がそれほど増えないため、この現象が発生しやすい。例えば、作物の生産量が大幅に増加して市場価格が暴落した結果、農家の収入が減少する現象がこれに該当する。
問8	答え 4 労働基準法	資本主義社会において、労働者と使用者は法的には対等な契約の主体とされるが、現実の経済的力関係においては労働者の方が弱い立場にある。そのため、契約自由の原則を無制限に適用すると、労働者にとって過酷な労働条件が設定される危険性がある。これを防ぐため、国家が介入して労働条件の最低基準を定め、労働者を保護する目的で労働基準法が制定された。同法に定める基準に達しない労働契約は無効とされ、その部分は同法で定める基準に置き換わる。
問9	答え 1 人間の安全保障	従来の開発援助は、資源開発やインフラ整備への巨額の資金融資など、国家全体の経済成長を重視する産業振興策が中心であった。しかし、これだけでは国内の所得格差が拡大し、貧困層の生活改善に直結しないという限界が明らかになった。そのため、国家の枠組みを超えて、一人ひとりの人間の生存、生活、尊厳を脅かす脅威（貧困、紛争、感染症など）に対処し、人々のエンパワーメントを図る理念が提唱されるようになった。